

## 別表十五の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「中小法人等の定額控除限度額3」の欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 措置法第61条の4第3項に規定する通算法人が同条第2項の規定の適用を受ける場合には「(800万円×( /12) )又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十五付表「5」)」を消します。
  - (2) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。
- 3 「(8)のうち接待飲食費の額9」の各欄は、当該事業年度終了の日における当該法人（当該法人が通算法人である場合には、当該法人又は同日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれか）の資本金の額又は出資金の額（資本若しくは出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人又は法第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人にあつては、措置法第61条の4第1項に規定する政令で定める金額）が100億円を超える場合には、記載しません。